

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（7件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 5 7 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職 1 月

3 発令年月日

令和 6 年 7 月 2 9 日

4 処分理由

令和 5 年 9 月 2 6 日から同年 1 0 月 2 日までの間に、人事考課制度において定められた自己申告について、当時同校教員の許可を得ることなく、同教員の異動に関する自己申告書を作成し、区教育委員会に提出するなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 4 8 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給 1 0 分の 1 6 月

3 発令年月日

令和 6 年 7 月 2 9 日

4 処分理由

令和5年10月28日、電車内において、勤務校女性教諭に対して、右手で、同教諭の^{たひ}大腿部を1回触り、同教諭に嫌悪感を与えた。

また、同年11月15日、同教諭から一緒に帰ることについて拒否されたにもかかわらず、駅において、同教諭と同じ車両に乗り、同教諭に嫌悪感及び不快感を与えるなどした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 51歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給5分の1 1月

3 発令年月日

令和6年7月29日

4 処分理由

令和5年10月4日から同年11月29日までの間に、1日の私事欠勤5回、4時間以上の遅参6回及び4時間未満の遅参を3回行った。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 28歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年7月29日

4 処分理由

勤務校校長から、生徒との私的なSNS等のやり取りが禁止であることについて指導を受けていたにもかかわらず、令和5年4月中旬頃から同年7月3日までの間に、同校生徒に対して、自宅等において、不適切な内容のメッセージ及び勤務時間中の送信を含めて、私的な内容のメッセージを送信し、同生徒に不快感及び恐怖感を与えた。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 36歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年7月29日

4 処分理由

令和4年5月2日から同年6月30日までの間及び同年9月1日から令和5年5月31日までの間に、自宅から勤務校までの区間の一部において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である徒歩による通勤を行い、通勤手当81,608円を不正受給した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 実習助手
- (3) 年 齢 50歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年7月29日

4 処分理由

令和5年3月6日から令和6年1月30日までの間に、自宅から勤務校付近の駐車場までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自家用自動車による通勤を行い、通勤手当265,970円を不正受給するなどした。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 46歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和6年7月29日

4 処分理由

平成27年5月19日、体罰により懲戒処分を受けたにもかかわらず、令和5年5月27日、勤務校教室において、当時同校第5学年男子児童を指導した際、右手で、同児童の左腕上腕部をつかんだまま、力を入れたことにより、同児童に左上腕圧挫傷兼打撲傷の傷害を負わせるなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課

電話 03-5320-6798（直通）